

県南教育事務所
教 育 情 報

南 *nanpu* 風

令和8年8月19日（水）
No. 3【通巻 第265号】
文責：教務課経営担当

児童生徒への性暴力等を防ぐために～管内における取組の徹底を通して～

5月から7月にかけての「事務所長による学校訪問」の際には、各校のコンプライアンスの取組についてご説明いただき、ありがとうございました。どの学校においても、不祥事防止に向けて一人ひとりが自分事として捉えられるよう様々な工夫をしながら取組を進めていただいています。

しかし、県内では、依然として不祥事が発生しており、特に「性暴力等」に関わる深刻な状況が続いています。このような状況を踏まえ、令和8年7月15日付「不祥事防止対策の実施について」において、岩手県教育委員会佐藤一男教育長が次のようにメッセージを述べています。

<岩手県教育委員会

佐藤一男教育長メッセージ>

【教職員の皆様へのお願い】

- ・一人で悩みや問題を抱え込まないこと
- ・周囲の同僚や部下の変化にも目を向けていただきたい

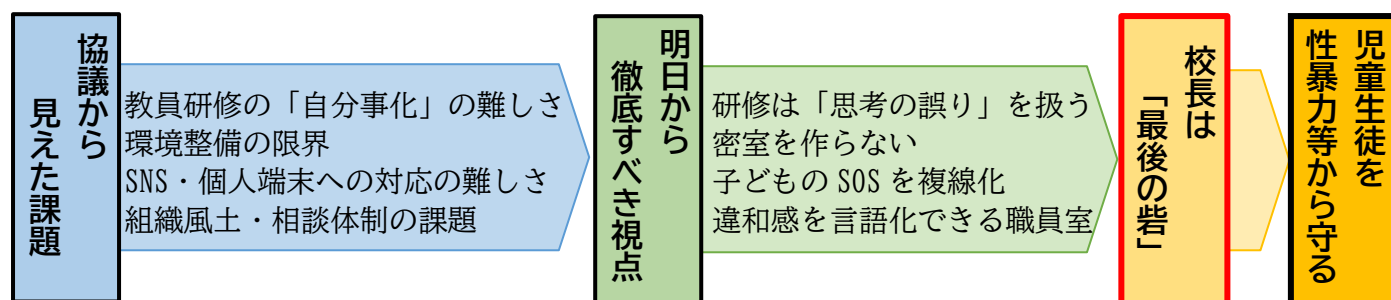
【4つの方向性を柱として進める、不祥事防止に係る取組】

- 1 教職員同士や管理職との信頼関係を深め、悩みや困りごとを相談しやすい職場づくりを進める
- 2 不祥事によって失われる信頼や家庭、キャリアなど、大切なものの重みを改めて認識できるようにする
- 3 不祥事に至りやすい環境や兆候を早期に把握し、問題が深刻化する前に対応できるようにする
- 4 教職員としての責任や役割、児童生徒の人権を守ることを意味を改めて考え、規範意識をより深く身に付ける取組を進める

県南教育事務所管内でも、引き続き児童生徒を性暴力等から守るための取組について、各市町教育委員会並びに各小中学校と連携しながら推進したいと考えています。県民の期待と信頼に応えるためにも、教職員一人ひとりが誇りをもって職務に取り組み、組織全体で支え合いながら、不祥事のない教育環境を築いていきましょう。

<6/17(水)県南地区校長研修講座より>

標記講座の協議では、「児童生徒を性暴力等から守る学校づくり」をテーマに、現状の課題と今後の取組について、校長先生方と考えを深めることができました。協議を踏まえ、まとめとして県南教育事務所内川千亜希所長から次のような助言がありました。



校長先生方からは、

★やるべきことを確実にやり、職場の風通しを良くすることが大切

★私自身が自分事として捉え直した

★取り組むことで子どもも教師も守られるならやるしかない

等の感想があり、充実した時間であったことが伺えました。

2学期以降の各校での性暴力等防止の取組を、組織でさらに充実させていくために、教育長のメッセージや校長研修講座での所長の助言を踏まえ、「性暴力等防止チェックリスト」を作成しました。

学校組織用、教員用を裏面に載せますので、校内でそれぞれ活用し、現状の共有や振り返り、改善等を行いながら、各校における取組の徹底をお願いします。

学校訪問に係るお知らせ

事務所長及び人材育成専門員による学校訪問を2学期も行います（所長は新任校長のみ）。その際には、裏面の「【学校組織用】児童生徒への性暴力等防止チェックリスト」をもとに、各校の対策の状況を伺う予定です。情報共有しながら、共に不祥事対策を進められるよう、よろしくお願いします。

【学校組織用】児童生徒への性暴力等防止チェックリスト

(A:十分実施できている B:概ね実施できている C:改善が必要)

観 点	項 目	A	B	C
教員研修の「自分事化」	☐ 1. 性暴力防止に関する校内方針・行動規範を共有している。			
	☐ 2. 非常勤職員も含めた、教職員全員に定期的な研修を実施している。			
	☐ 3. 新規採用者にも必ず研修を実施している。			
	☐ 4. 児童生徒に対する「生命(いのち)の安全教育」を実施している。			
	☐ 5. グループワーク形式で「思考の誤り」を扱う研修を計画している。			
環境整備	☐ 6. 密室化を防ぐ施設環境が整備されている。			
	☐ 7. 特別支援学級等も含めて複数の目が届く体制を整えている。			
	☐ 8. 教室(普通、特別)・更衣室・トイレ周辺等の定期点検を実施している。			
	☐ 9. 宿泊行事等、校外での活動での複数対応を計画している。			
SNS等への対応	☐ 10. SNS等による私的やり取りの禁止を明文化している。			
	☐ 11. 画像データ管理や端末利用のルールが明確である。			
	☐ 12. 児童生徒・保護者に、SNS等の利用に関する学校方針を周知している。			
組織風土・相談体制	☐ 13. 児童生徒に、定期的なアンケートを実施している。			
	☐ 14. 無記名回答や直接提出など回答しやすい工夫がある。			
	☐ 15. 定期的な教育相談の実施等、声が届きやすい工夫をしている。			
	☐ 16. 校内外に、複数相談窓口を設置している。			
	☐ 17. 教職員が小さな気付きも報告できる体制・雰囲気を整えている。			
	☐ 18. 通報者が不利益を受けない仕組みを整えている。			
	☐ 19. 警察・児童相談所・教育委員会等との連携体制を整備している。			
	☐ 20. 発生事案後に再発防止の検証・改善を行う仕組みがある。			

【教員用】児童生徒への性暴力等防止 自己チェックリスト

(○:できている △:概ねできている ×:できていない)

観 点	項 目	○	△	×
教員研修の「自分事化」	☐ 1. 児童生徒への性暴力等は、全ての教職員が当事者意識をもって防止すべき課題であると理解している。			
	☐ 2. 「生命(いのち)の安全教育」や性暴力防止に関する内容を理解している。			
	☐ 3. グルーミング(手なづけ)の手口や特徴を理解している。			
	☐ 4. 被害の訴えを否定せず受け止める対応について理解している。			
	☐ 5. 被害児童生徒に寄り添う対応を理解している。			
環境整備	☐ 6. 児童生徒と密室で二人きりになる状況を避けている。			
	☐ 7. 教育相談等は見通しの良い場所で行っている。			
	☐ 8. 業務上必要のない身体接触をしていない。			
	☐ 9. 私的な端末で児童生徒を撮影していない。			
	☐ 10. 特定の児童生徒との過度な私的関係をつくっていない。			
SNS等への対応	☐ 11. 児童生徒とSNS等で私的なやり取りをしない等、学校のルールを遵守している。			
	☐ 12. 業務連絡は学校の定めた方法で行っている。			
	☐ 13. 児童生徒の画像・動画を個人保管していない。			
	☐ 14. 個人情報の扱いや情報の持ち出し等、学校で定められた情報管理を守っている。			
組織風土・相談体制	☐ 15. 児童生徒の表情や行動の変化に気を配っている。			
	☐ 16. 欠席や不登校傾向などの変化を把握している。			
	☐ 17. 児童生徒が、相談しやすい雰囲気づくりに努めている。			
	☐ 18. こどもの権利を踏まえ、自分が嫌な時は「嫌だ」と言っていことを、児童生徒に伝えている。			
	☐ 19. 同僚による不適切と思われる関わりを見過ごしていない。			
	☐ 20. 気になる事案を一人で抱え込まず報告している。			

※グルーミング(手なづけ)とは

児童生徒の警戒心を解き、信頼関係を築きながら、相談への対応や贈り物、特別扱い、秘密の共有などを通じて心理的な依存関係をつくり、性的な行為や不適切な関係へと誘導する行為のこと。加害者本人や周囲が気づきにくい特徴があります。

※「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針(文部科学省)」、「教育・保育等を提供する事業者による児童対象性暴力等の防止等の取組を横断的に促進するための指針(こども家庭庁)」、「こども性暴力防止法解説資料(こども家庭庁)」、「岩手モデル(不適切な指導の根絶のための自己診断シート②)」を基に作成。